

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

令和6年3月26日
いび川農業協同組合

J Aいび川は、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、J Aの総合力を発揮し『地域に信頼され、必要とされるJ A』を目指すことを理念とし、『農業者の所得増大の実現』『「食」と「農」を通じた地域活性化への貢献』『自己改革を支える経営基盤強化』を基本目標に掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、また、組合員・利用者の皆さまを取り巻く様々なリスクから生活を守るため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 組合員・利用者の皆さまに提供する共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会が共同で事業運営しております。

1. 組合員・利用者の皆さまへの最適な金融商品・共済仕組みの提供

(1) 金融商品の提供

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを「選びやすさ」を考慮し、一定の商品数に選定した「J Aバンクセレクトファンド」をラインナップしております。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組みの提供

組合員・利用者の皆さまに提供する共済仕組みは、組合員・利用者の皆さまの将来設計の中で起こりうる様々なリスクを考慮し、公的保険制度を補完するものとしてムリ・ムダのない最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合では、市場リスクを有する共済仕組み(例：外貨建て共済)は提供しておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用事業の活動

① 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。なお、ご高齢な組合員・利用者の皆さまには、原則としてご家族等の同席を求め商品の理解度をより十分に確認しながら説明を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

② 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、目論見書や契約締結前交付書面を説明する際、簡単な用語を用い分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、その多寡にかかわらず組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

(2) 共済事業の活動

① 当組合では、保障に対する組合員・利用者の皆さまのご意向を確認しながら最適な保障について組合員・利用者の皆さまと一緒に考えます。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

- ②組合員・利用者の皆さまへご提案する共済仕組みについては、組合員・利用者の皆さまが思い描く将来設計をお伺いし、その中で起こりうる様々なリスクをご説明し、公的保険制度等で賄える部分や時代の変化を考慮した最適な保障を選定します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ③組合員・利用者の皆さまに共済仕組みをご提案する際やご契約の際には、特に重要な事項についてご理解いただけるよう丁寧にご説明します。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ④ご高齢の方には、ご家族の方の同席を最優先にお願いし、共済の必要性やその目的をご理解いただけるよう、丁寧で分かりやすい説明を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
- ⑤ご契約者様に対するフォロー活動として、近況をお伺いし、共済金の請求漏れ等がないかを確認します。【原則2本文および(注)】
- ⑥共済のご契約にあたり、共済掛金のほかにご契約者様にご負担いただく手数料等はありません。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

本店所管部署による研修指導・同行訪問や、各種資格取得の促進およびe-ラーニングなど自己啓発の環境整備を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成します。

また、組合員・利用者の皆さまからの声（お問い合わせ・相談・苦情等）を誠実に受け止め、業務に反映します。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。